

地域おこし協力隊募集要項

雇用関係	あり（直接雇用）
業務概略	<p>移住・定住促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住相談及び移住者（移住希望者）へのサポート ・空き家の有効活用 ・お試し居住用住宅に係る業務 <p>現在、皆野町が抱える大きな課題は人口減少の抑制とまちの活性化です。人口減少に伴い、町内の空き家が増えてきています。一緒に空き家の活用方法の模索や移住者の手助けをとおしてまちを盛り上げてみませんか。</p> <p>移住定住や地域活性化に向けて、意欲的に活動できるかたを募集しています。</p>
募集対象者	<p>(1) 皆野町の活性化のために真摯に活動ができるかた</p> <p>(2) 心身ともに健康で、地域住民や関係者と協力して活動できるかた</p> <p>(3) 次に該当しないかた</p> <p style="margin-left: 20px;">①成年被後見人及び被保佐人</p> <p style="margin-left: 20px;">②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 三大都市圏、都市地域等（過疎地域外）から皆野町へ住民票を異動できるかた</p> <p>(5) パソコンの一般的な操作ができるかた</p>
募集人数	1人
勤務地	皆野町内（主たる事務所は、皆野町役場2階みらい創造課）
勤務時間	<p>原則として、月～金曜日の週5日</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで（7時間45分）（昼食休憩1時間）</p> <p>※時間外及び休日活動を行うことがあり、その場合は、振替対応とします。</p>
雇用形態・期間	<p>(1) 非常勤の特別職（嘱託員）として、町長が任用します。</p> <p>(2) 初年度の任用期間は、採用となった日から令和2年3月31日までとします。</p> <p>(3) 次年度以降の任用については、活動状況や実績を勘案して更新することができ、最長で3年間とします。</p> <p>(4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても任用を取り消すことができるものとします。</p> <p>(5) 隊員としての活動に支障がない範囲での副業を認めます。ただし、事前に町長へ届け出るものとします。</p>
給与	月額166,000円（税・社会保険料等の控除あり）

<p>待 遇 ・ 福利厚生</p>	<p>(1) 社会保険に加入します。 (2) 住居については、家賃や光熱水費、生活用品の補助を行います。 家賃：上限月額4万7千円、光熱水費：上限月額2万5千円、生活用品：上限10万円 (3) 活動に使用する車両・パソコンは貸与します。 (4) 初任者を対象とした研修会もあります（参加費の補助有り）。 (5) 有給休暇については、労働基準法その他関係法令により定めます。</p>
<p>申込期間</p>	<p>令和元年11月11日（月）まで（必着）</p>
<p>選考方法</p>	<p>(1) 面接 期日：11月19日（火） 場所：皆野町役場 時間やその他の詳細については連絡します。 (2) 最終結果 面接選考後、速やかに文書にて対象者へ通知します。 ※選考過程及び選考結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。 ※応募に係る経費（書類作成費、交通費等）は、全て応募者の負担とします。 【応募方法】 提出書類を皆野町みらい創造課へ提出又は郵送してください。 【提出書類】 ・皆野町地域おこし協力隊応募用紙（町ホームページからダウンロード） ・住民票の写し（現住所記載のもの） ※提出いただいた書類は返却しません。</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1 皆野町みらい創造課 みらい創造担当 ☎0494-26-7334 ✉mirai@town.minano.saitama.jp</p>